



かんちゃん



142号

平成30年5月15日

全国間税会総連合会  
**全間連会報**

発行者  
 全国間税会総連合会  
 会長 大谷 信義  
 事務局  
 〒105-0003 東京都港区  
 西新橋3-23-6 白川ビル3F  
 TEL 03(3437)0201  
 FAX 03(3437)0301  
 URL <http://www.kanzeikai.jp>  
 E-mail [info@kanzeikai.jp](mailto:info@kanzeikai.jp)  
 印刷 株式会社 総北海

法人番号  
(2700150004884)



しょうちゃん



西郷どん

主要目次

平成30年度 税制改正の概要…………… 2～4	「税の標語」の応募状況等…………… 10～11
平成30年度 国の一般会計予算等の概要… 4～6	広報だより…………… 12～13
全間連では書籍「軽減税率制度のポイント解説」 を6月中旬刊行予定…………… 6	第45回通常総会・創立45周年記念式典 (東京大会)のご案内…………… 14
局連だより…………… 7～9	軽減税率制度が実施されます…………… 15～16

消費税 活かすみんなの 間税会



<http://www.kanzeikai.jp>

# 税制改正の概要

平成30年度税制改正においては、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税の創設等を行う。また、地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行う。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等の措置が講じられました。

なお、改正事項は多岐にわたるため、主要の事項のみを掲載しました。

## 一 個人所得課税

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替  
給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる。

(2) 給与所得控除の適正化

① 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円（現行：1,000万円）、その上限額を195万円（現行：220万円）に引き下げる。

② 23歳未満の扶養親族が同一生計内にいる者や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないよう措置を講ずる。

(3) 公的年金等控除の適正化

① 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限を設ける。

② 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合には控除額を10万円引き下げ、2,000万円を超える場合には控除額を20万円引き下げる。

(4) 基礎控除の見直し

合計所得金額が2,400万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする。

(5) 青色申告特別控除の見直し

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円（現行：65万円）に引き下げる。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とする。

① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税

関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。

② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。

(注)上記の改正は、平成32年分以後の所得税について適用する。

## 二 法人課税

○ 賃上げ・生産性向上のための税制

① 所得拡大促進税制の改組

十分な賃上げや国内設備投資を行った企業について、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講ずる（人材投資を増加した企業に対しては、税額控除割合を上乗せする。）。

なお、中小企業については、別途、賃上げの促進に係る措置を講ずる。

(注)上記の改正は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用する。

② 情報連携投資等の促進に係る税制

企業内外のデータを連携・高度利活用すること等により生産性の向上を図る等、「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資（情報連携投資）について、特別償却又は税額控除ができる措置を講ずる。

(注)上記の改正は、「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の施行の日から平成33年3月31日までの間に、情報連携利活

用設備の取得等をして、その事業の用に供したときに適用する。

③ 租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資をほとんど行っていない大企業(中小企業者又は農業協同組合等以外の法人)について、研究開発税制等、生産性の向上に関連する税額控除の適用を行わないこととする。

(注)上記の改正は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用する。

### 三 資産課税

○ 事業承継税制の拡充

事業承継税制について、10年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充を行う。

具体的には、施行日後5年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合、

① 猶予対象の株式の制限(発行済議決権株式総数の3分の2)を撤廃し、納税猶予割合80%を100%に引き上げることにより、贈与・相続時の納税負担が生じない制度とし、

② 雇用確保要件を弾力化するとともに、

③ 2名又は3名の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、

④ 経営環境の変化に対応した減免制度を創設して将来の税負担に対する不安に対応する等の特例措置を講ずる。こうした特例措置を講じるに当たっては、租税回避が助長されないよう、制度面・運用面で必要な対応を行う。

(注)上記の改正は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

### 四 消費課税

(1) 国際観光旅客税の創設

① 観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として、わが国からの出国に広く薄く負担を求める国際観光旅客税を創設する。

② 国際観光旅客税は、本邦から出国する国際観光旅客等に対して、出国1回につき1,000円の税率で、平成31年1月7日以後の出国に適用する。

(2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化等を図る観点から、

① 現行の紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・刻印)を廃止し、免税販売手続を電子化し、平成32年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

② 一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とする。

(注)上記の改正は、平成30年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

(3) 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

金の密輸事件が多発している状況等を踏まえ、輸入に係る消費税の脱税犯に係る罰金刑の上限について、脱税額の10倍が1,000万円を超える場合には、脱税額の10倍(現行:脱税額)に引き上げる。

(注)上記の改正は、法律の公布の日から起算して10日を経過した日以後にした違反行為について適用する。

(4) たばこ税の見直し

① 国及び地方のたばこ税の税率を、平成30年10月1日以降、3回に分けて段階的に引き上げる。

② 近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直しする。

(5) 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

地方消費税をより適切に最終消費地に帰属させる観点から、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外し、これに伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外(50%)の代替指標について、従業員数を除外して人口のみとする。

(注)上記の改正は、平成30年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

(6) 酒税関係

① 「清酒等に係る酒税の税率の特例措置」について、果実酒の軽減割合を引き上げるとともに、前年度の酒類の総課税移出数量が10,000klを超える清酒等の製造者を適用対象から除外した上、その適用期限を5年延長する。

② 「ビールに係る酒税の税率の特例措置」の適用対象から、前年度の酒類の総課税移出数量が10,000klを超える酒類製造者を除外した上、その適用期限を3年延長する。

(7) 消費税関係

① 適格簡易請求書の書面による交付に代えて、その適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供できることとする。

② 消費税における長期割賦販売等に該当する資

産の譲渡等について延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算する選択制は、廃止する。

- ③ 消費税の簡易課税制度について、農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業を第2種事業とし、そのみなし仕入率を80%（現行：70%）とする。

#### (8) 間接諸税関係

たばこ税、揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税における未納税移出又は移出に係る特定用途免税等の特例の適用に当たって必要となる移入証明書及び移入届出書の税務署長への提出について、継続的な移出入がある場合において税務署長の承認を受けた場合には、これらの書類の提出を不要とする等、未納税制度に係る手続の簡素化を図る。

- ② 大法人の消費税の電子申告を義務化する。

(注1) 上記の改正は、平成32年4月1日以後に開始する課税期間について適用する。

(注2) 「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金等の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体をいう。

- ③ 法定調書や所得税の年末調整手続についても、一層の電子化に向けた措置を講ずる。

- ④ e-Taxにより法人が行う申請等について、法人の代表者から委任を受けた役員及び職員の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を送信する場合には、代表者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

## 五 納税環境整備

### ○ 申告手続の電子化促進のための環境整備

- ① 大法人の法人税等の電子申告を義務化する。

(注1) 上記の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

(注2) 「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。

## 六 その他

### ○ 森林環境税及び森林環境贈与税の創設

- ① 次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境贈与税を創設する。

- ② 森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額1,000円の税率で、平成36年度から個人住民税と併せて課税する。

平成30年度

# 国の一般会計予算等の概要

平成30年度の国の一般会計予算の概要は、次のとおりです。

## 1 一般会計歳入歳出の概算

平成30年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	平成30年度概算額 (B)	比較増△減額 (B - A)	伸率
<b>歳 入</b>				%
1. 租 税 収 入 及 印 紙 収 入	577,120	590,790	13,670	2.4
2. そ の 他 収 入	53,729	49,416	△4,313	△8.0
3. 公 債 金	343,698	336,922	△6,776	△2.0
(1) 公 債 金	60,970	60,940	△30	△0.0
(2) 特 例 公 債 金	282,728	275,982	△6,746	△2.4
合 計	974,547	977,128	2,581	0.3
<b>歳 出</b>				
1. 国 債 費	235,285	233,020	△2,265	△1.0
2. 一 般 歳 出	583,591	588,958	5,367	0.9
3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	155,671	155,150	△521	△0.3
合 計	974,547	977,128	2,581	0.3

## 2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

平成30年度の国の租税及び印紙収入の予算額（一般会計分）は、59兆790億円となっています。

これを税目別にみますと次のようになっており、消費税の収入（国の消費税6.3%分の収入）は17兆5,580億円で、所得税に次ぐ基幹税となっています。

税目	予算額	構成比	税目	予算額	構成比
<b>直接税</b>	億円	%	<b>間接税等</b>	億円	%
所得税	190,200	30.3	消費税	175,580	27.9
復興特別所得税	4,003	0.6	酒税	13,110	2.1
法人税	121,670	19.4	たばこ税	8,740	1.4
地方法人税	6,533	1.0	たばこ特別税	1,288	0.2
相続税	22,400	3.6	揮発油税	23,300	3.7
地方法人特別税	20,260	3.2	地方揮発油税	2,493	0.4
<b>直接税計</b>	<b>365,066</b>	<b>58.1</b>	石油ガス税	80	0.0
			石油ガス税（譲与分）	80	0.0
			航空機燃料税	520	0.1
			航空機燃料税（譲与分）	149	0.0
			石油石炭税	7,090	1.1
			電源開発促進税	3,230	0.5
			自動車重量税	3,950	0.6
			自動車重量税（譲与分）	2,711	0.4
			国際観光旅客税	60	0.0
			関税	10,220	1.6
			とん税	100	0.0
			特別とん税	125	0.0
			印紙収入	10,540	1.7
			<b>間接税等計</b>	<b>263,366</b>	<b>41.9</b>
			<b>合計</b>	<b>628,432</b>	<b>100.0</b>

(注) 1 総額62兆8,432億円のうち、一般会計分は59兆790億円、特別会計分は3兆7,642億円となっています。

2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。

地方法人特別税	2兆260億円		
地方法人税	6,533	自動車重量税（譲与分）	2,711億円
地方揮発油税	2,493	特別とん税	125
石油ガス税（譲与分）	80	たばこ特別税	1,288
航空機燃料税（譲与分）	149	復興特別所得税	4,003

## 3 直接税と間接税等の比率

平成30年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、上の2の表でみるように58.1:41.9ですが、これを過去に遡ってみますと、次のようになっています。

年 度	総 額	比 率	直 接 税	比 率	間 接 税 等	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和9～11年度	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
30	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
40	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
50	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
60	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
平成元	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
5	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
10	511,977	100	303,397	59.3	208,580	40.7
15	453,694	100	254,727	56.1	198,967	43.9
20	458,309	100	264,507	57.7	193,802	42.3
25	512,274	100	311,381	60.8	200,893	39.2
26	578,492	100	328,821	56.8	249,670	43.2
27	599,694	100	335,753	56.0	263,941	44.0
28	589,563	100	328,527	55.7	261,035	44.3
29（見込）	613,085	100	353,841	57.7	259,244	42.3
30（予算）	628,432	100	365,066	58.1	263,366	41.9

(備考) 1 本表は国税について作成したものである。

2 「直接税」及び「間接税等」の区分は下記による。

直接税	所得税（譲与分を含む）、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入
間接税等	直接税以外のもの

## 全間連では書籍 「軽減税率制度のポイント解説」を 6月中旬刊行予定

全間連では、円滑な税務運営に協力する観点から、来年10月から導入予定の「軽減税率制度」について、会員の皆様を始めとする事業者の皆様が誤りなく適正に適用されることを願って、改正消費税に関する周知活動の一環として、出来るだけ分かり易く編集した「軽減税率制度のポイント解説」を6月中旬目途に刊行する予定。

### 書籍の概要

- ・ B5判で約80頁。
- ・ 間税会会員には、予定販売価格（税込1,000円）の2割引の800円（税込）で販売。
- ・ 本書は、軽減税率の対象範囲について具体例を記載するとともに、来年10月から適用される「区分記載請求書等保存方式」における消費税の税額計算の方法等について「ポイント形式」で整理。

### 申込先

全国間税会総連合会

〒105-0003 港区西新橋3-23-6 白川ビル3階

FAX 03-3437-0301

☎ 03-3437-0201

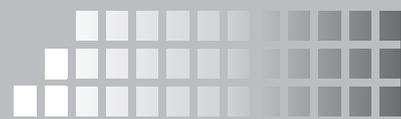
**\*出来るだけ多くの申込みをいただきますよう、  
よろしくお願い申し上げます。**

### ～ 消費税は期限内に完納を！ ～



単会では、消費税期限内完納に向けた備蓄預金を呼びかけるリーフレットを作成し、会員に配付するほか、金融機関に備え置きを依頼するなど、会員以外にも広くその周知・広報に努めています。

北海道間税会連合会 会長 高橋 則行



東京国税局間税会連合会は、東京都、神奈川・千葉・山梨の各県の1都3県連及び傘下84単位間税会で構成されている。

また、東京局間連の中には、貴宝部会、石油ガス部会等の6業種部会が設けられている。

このうち、東京都間税会連合会においては、単位間税会が48と数が多いため、これを中央・城南・城西・城東及び西東京の5ブロックに分け、ブロック毎に地区連絡会を設けて、年3回の会合を開催し緊密な連絡調整や情報交換を行っている。

### ○ 組織の現状等

平成29年4月1日現在の会員数は20,428名で、前年同期の会員数19,999名に対し、429名の増加となった。

会員数の推移を過去に遡ってみると、平成12年度をピークとして、その後、連年減少してきた。

そのような中、平成26年度に全間連が最重点施策（平成26年4月以降）を3点定めた。

- 1 会員増強による組織拡大等
- 2 消費税完納運動の更なる推進
- 3 消費税の啓発活動等の拡充

この最重点施策を踏まえ、会員増強に関する数値目標を設定し活動してきた結果、27年度以降は下記の表のとおり増加した。

過去5年間の会員数の推移 (単位：名)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
会員数	18,138	17,853	19,820	19,999	20,428
前年度対比	△1	△285	1,967	179	429

当連合会では、会員増に結びつけるために、毎年11月を会員増強月間として定め、東京局間連挙げて会員増強に取り組むこととしている。

また、平成26年9月には、会員増強を図る施策の一つとして、正会員の役員・従業員又は家族等を対象に、年会費の最低金額を1,000円以上とする「新会員制度の枠組み」を定め、導入の是非の判断も含め単位間税会に周知したところである。

なお、会員増強に弾みをつけ、各単位間税会の励みとなるよう、次の基準により組織増強功労者表彰を通常総会の席上において行うこととしている。

① 1年間に30人以上の会員増（純増）を実現した間税会

② 1年間に15%以上の会員増を実現した間税会

③ ①及び②の間税会において、特に顕著な事績を挙げた者

④ ①及び②に該当する間税会以外の間税会（会員増を実現した間税会に限る。）において、特に顕著な事績を挙げた者（年間、おおむね10人以上の新規加入者を実現した者）

また、平成26年4月以降の3年間において、35%以上の会員増（純増）を実現した間税会に対しては、東京局間連として表彰を行うとともに、4万円の報奨金も支給した。

### ○ 会務の運営等

当連合会は、全間連の中核であるとの強い意識の下に、全間連の方針等を踏まえ、次のような運営を行っている。

#### 1 諸会議の開催

適時、適切な運営方針を立てるとともに、単位間税会への周知徹底を図るため、総会・常任理事会のほか、次のような会議を開催している。

##### (1) 正副会長・専門委員長合同会議

常任理事会の開催の前に、常任理事会に諮る事項を事前に審議するために、正副会長・専門委員長合同会議を開催している。

##### (2) 企画会議

会務運営全般について審議し、会務執行に当たるため、副会長・常務理事及び専務理事による企画会議を、年3回開催している。

##### (3) 専門委員会

全間連と同様に総務、財務、会務運営、広報、税制の5委員会を設け、それぞれの委員会は年3回開催している。

専門委員会での審議結果は、企画会議及び常任理事会に諮り、会務運営に反映することとしている。

##### (4) 全管単位間税会会長等会議

全管84単位間税会の会長が一堂に会する全管間税会会長会議を、年1回開催し、副会長（複数の副会長がいる会は、代表1名）及び青年部長・女

性部長も参加することとしている。

この会議は、当連合会の運営方針等を各単位間税会に周知徹底し、連絡調整を密にするための重要な会議になっている。

## 2 インターネット網の整備

当連合会の傘下84単位間税会をインターネットで結ぶとの構想の下に、各単位間税会のインターネットホームページの開設作業を進めており、現在、東京都間連の傘下48単位間税会は開設済である。

インターネット網が整備されると、対外的に情報発信ができるとともに、当連合会と単位間税会及び単位間税会と会員間の情報伝達が可能となり、会務運営の更なる効率化が期待できる。

また、平成23年12月からは、当連合会のホームページの中に、「女性部コーナー」を設け、東京局間連の女性部のみならず、単位間税会女性部の活動状況等も掲載することにより、女性部全体の活性化に繋げていくことをねらいとしている。

## 3 会務運営のマニュアルの作成

当連合会が作成（平成18年4月）した間税会役員のための「会務運営の手引」と事務局のための「間税会事務の手引」を平成23年5月にリニューアルし、全国版として作成し、全間連及び東京局間連のホームページに掲載して、単位間税会の円滑な運用に役立てもらうこととしている。

## ○主な活動状況等

当連合会では、傘下84単位間税会がそれぞれ東京局間連の方針を踏まえつつ、地域の実情に即した活動を展開し、当連合会全体として効果的な活動となるような取組みをしてきている。

### (1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等の作成・配布

当連合会傘下の単位間税会が購入した「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル及び挿入用パンフレット（クリアファイル等）の枚数は、次のとおりである。

(単位：枚)

年 度	27年度	28年度	29年度
東京局間連	403,020	511,700	487,200
	51.2%	51.2%	48.7%
全 間 連	786,900	1,000,000	1,000,000

特に、平成28年度の当連合会における購入枚数が約11万枚増加したのは、全間連のクリアファイ

ル等の増刷方針を踏まえ、傘下84単位間税会に対して増加目標を設定し、購入増加に取り組んだ結果である。

このクリアファイル等は、「税を考える週間」中に街頭広報の一環として配布するのが中心であったが、最近は、「税の標語」の募集活動や租税教育用の資料として中学校等の生徒等にも配布している。

配布先からは、高い評価をいただいております。間税会を対外的にアピールするための広報活動としても大変意義深いものであると受け止めている。

特に、中学生等に配布したものについては、生徒が家に持ち帰り家族にも見せるため、波及効果はかなり大きいと思われるので、今後も中学校等を重点配布先にしたいと考えている。

### (2) クリアファイル等の解説書及びDVD版の作成・配付

当連合会では、平成27年にクリアファイル等の解説書及びDVD版を作成して、傘下84単位間税会に配付するとともに、ホームページにもアップしてYouTubeで映像配信した。

また、平成28年以降は、全国の単位間税会に配付するとともに、全間連ホームページにもアップしてYouTubeで映像配信した。

このDVD版等は、単位間税会の役員会や、「ミニ租税教室」などの研修会及びバス研修等の教材として活用し、会活動の活性化を図るために、相模原間税会が作成したものである。

### (3) 「税の標語」の募集

全間連が募集している「税の標語」については、当連合会の応募点数は次のとおりである。

(単位：点)

年 度	27年度	28年度	29年度
東京局間連	162,522	168,523	191,453
	51.6%	48.6%	45.7%
全 間 連	315,215	346,886	419,103

当連合会の応募者を見ると、間税会会員からの応募もあるが、中学校等の生徒が先生の指導の下に、学校を挙げて応募してくる例が増えてきている。

中学生などが「税の標語」に応募する過程で、税を意識し、税を考えることは大変重要なことであり、今後さらに中学校等に対し租税教育活動の一環として採り上げていただくよう、働きかけていくこととしている。

なお、東京局間連においては、平成24年7月1日から、東京国税局の後援名義の使用許可をいただき現在に至っている。

そのような中、この度、国税庁から全間連に対して、国税庁の後援名義の使用許可をいただいたところである。

#### (4) 「税を考える週間」行事等への積極的参加

多くの間税会では、会独自でクリアファイル等を街頭や市民まつり・区民まつり等のイベント会場で配布したり、税金に関する資料展示をするなどの広報活動に取り組んできているが、最近では、他の税務関係団体にも働きかけ、共催で実施する事例が増えてきた。他の団体と連携を保つことは極めて重要なことであり、また、地域社会に与える影響もより大きくなるほか、間税会の存在をアピールすることにもつながるので、今後ともより積極的に他の団体との共催実施に努めることとしている。

また、「税の標語」の表彰式及び展示を「税を考える週間」行事として行っている間税会も増えている。

#### (5) 確定申告期の広報

消費税の確定申告期には、多くの間税会で、確定申告書の早期提出、期限内納付を呼びかける広報活動を行っている。その方法として、広報車による管内巡回、タクシー会社やバス会社の協力の下に、タクシーやバスの車両へのステッカーの貼付やポスターの掲示、ビル壁面や歩道橋など見やすい箇所への懸垂幕や横断幕の掲示などを行っている。

#### (6) 青年部・女性部合同講演会の開催

青年部・女性部では、毎年、合同で講演会を開催してきている。

昨年は、第35回目となり、10月12日に、第一部として、国税庁課税部消費税室長の山寺尚雄様に「消費税の現状等について」という演題で、また、

第二部として、参議院議員である橋本聖子様「2020年オリンピック・パラリンピック東京がもたらすもの～スポーツを通じた人材育成と健康街づくり～」という演題



参議院議員 橋本聖子様

で講演が行われた。

この講演会は、毎年大好評で、青年部・女性部のみならず、本会からも多くの会員が参加しており、昨年も400名の参加者があり大盛況であった。

また、講演終了後には、幹部役員などから提供された多くの景品が当たる抽選会があり、これも参加者の楽しみになっている。

最近開催した講演会の講師は、次のとおりである。

#### 平成28年度

財務省主税局大臣官房企画官 梶野 友樹 様  
ブリキのおもちゃ博物館館長 北原 照久 様

#### 平成27年度

国税庁消費税室長 永田 寛幸 様  
NPO法人地球のステージ代表 桑山 紀彦 様

#### 平成26年度

国税庁消費税室長 三宅 啓介 様  
東京宝塚劇場支配人 小川 甲子 様  
聞き手 元フジテレビアナウンサー 竹下 典子 様

#### (7) 女性部講演会等の開催

毎年4月に、傘下84単位間税会の女性部長等の幹部役員が集まり、なごやかに情報交換をした後、講演会・研修会を開催している。

本年は4月10日に、第一部は三井不動産リアルティ株式会社勤務の宮本佳代子様（小泉元総理の元妻）による「年齢は財産～人生100年時代～」と題しての講演、第二部は東京国税局消費税課長三宮修様による「消費税の軽減税率制度について」と題して講演が行われた。

#### (8) 東京局間連会報の発行

会員に対する会務の報告、情報提供の一環として、毎年2回（1月及び9月）、会報を発行している。

#### (9) 東京局間連統一ジャンパーの製作

本年9月に開催される全間連第45回通常総会を当連合会が担当して「東京大会」として開催することとなっていることを踏まえて、当連合会の統一ジャンパー（ライム色）を昨年製作した。

そして、昨年9月22日に長野市で開催された全間連第44回通常総会（長野大会）において、「会旗の引継ぎ」時に、そのジャンパーを着用して引継ぎを受けた。

今後、傘下単位間税会においてジャンパーを作る場合は、出来るだけ同系色（ライム色）に合わせることとなった。

# 「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集は、平成5年度から実施しており、平成29年度は25回目になりました。

平成29年度においては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、全国から419,103点（昨年度：346,886点）にのぼる多数の応募がありました。

「税の標語」の募集は、今では「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会にとって租税教育及び税の啓発活動の観点から、主要な事業になってきています。

この募集活動をさらに進めるために、「税の標語」を100点以上募集した間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることとなっており、平成29年度においては、211の間税会に支給されました。

## ○「税の標語」局間連別の応募状況

区 分	平成29年			平成28年		
	応募数	構成比	応募単位数	応募数	構成比	応募単位数
東 京	191,453	45.7	78(84)	168,523	48.6	78(84)
関東信越	60,277	14.4	63(63)	37,816	10.9	29(63)
大 阪	0	0.0		0	0.0	
北 海 道	8,212	2.0	13(30)	6,719	1.9	12(30)
仙 台	7,592	1.8	8(52)	9,173	2.6	7(52)
東 海	103,753	24.8	35(48)	87,710	25.3	31(48)
北 陸	3,490	0.8	6(15)	2,467	0.7	7(15)
広 島	15,276	3.6	31(50)	11,064	3.2	25(50)
四 国	9,297	2.2	11(24)	7,133	2.1	9(23)
福 岡	7,304	1.7	12(31)	8,924	2.6	12(31)
南九州	5,266	1.3	9(35)	3,802	1.1	5(35)
沖 縄	4,864	1.2	2(6)	939	0.3	1(6)
業 種	0	0.0		0	0.0	
ネット他	2,319	0.5		2,616	0.7	
合 計	419,103	100.0	268(438)	346,886	100.0	216(437)

## ○報奨金の支給対象となった間税会と応募数

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東 京	麹 町	1,566	東 京	江戸川南	100	東 京	船 橋	6,022	関東信越	信濃中野	125
"	神 田	730	"	江 東 西	1,207	"	佐 原	2,183	"	新 津	2,736
"	日 本 橋	289	"	江 東 東	1,240	"	銚 子	1,076	"	三 条	776
"	京 橋	662	"	八 王 子	6,762	"	東 金	2,554	"	小 千 谷	794
"	芝	1,066	"	日 野	3,861	"	茂 原	3,039	"	高 田	4,365
"	麻 布	1,574	"	町 田	5,895	"	木 更 津	7,339	"	村 上	173
"	小 石 川	4,140	"	立 川	13,376	"	館 山	600	"	佐 渡	103
"	本 郷	2,169	"	東 村 山	14,991	"	甲 府	7,497	北 海 道	札幌北	176
"	上 野	2,061	"	武 蔵 野	1,063	関東信越	浦 和	1,349	"	札幌東	503
"	浅 草	1,770	"	武 蔵 府 中	1,357	"	朝 霞	153	"	函 館	1,093
"	品 川	1,706	"	横 浜 中	765	"	大 宮	6,575	"	岩 見 沢	2,737
"	荏 原	1,833	"	横 浜 南	2,094	"	上 尾	178	"	滝 川	255
"	大 森	1,335	"	保 土 ヶ 谷	3,152	"	所 沢	5,379	"	旭 川 中	541
"	雪 谷	402	"	戸 塚	1,612	"	東 松 山	244	"	旭 川 東	735
"	蒲 田	361	"	神奈川・港北	636	"	秩 父	2,420	"	室 蘭	985
"	世 田 谷	2,553	"	緑	5,046	"	熊 谷	16,940	"	釧 路	430
"	北 沢	3,679	"	鶴 見	446	"	本 庄	3,948	"	十勝池田	291
"	玉 川	2,156	"	川 崎 南	999	"	春 日 部	2,823	"	根 室	387
"	目 黒	1,433	"	川 崎 北	618	"	越 谷	992	仙 台	安 達	682
"	渋 谷	688	"	川 崎 西	3,920	"	水 戸	1,104	"	須 賀 川	3,416
"	新 宿	574	"	横 須 賀	826	"	日 立	134	"	喜 多 方	507
"	中 野	2,724	"	鎌 倉	1,144	"	竜 ヶ 崎	139	"	白 河	2,421
"	杉 並	1,174	"	藤 沢	2,879	"	土 浦	153	"	い わ き	471
"	荻 窪	3,185	"	平 塚	3,768	"	下 館	1,236	東 海	名古屋東	1,932
"	板 橋	136	"	厚 木	224	"	宇 都 宮	2,233	"	名古屋西	105
"	練 馬 東	2,557	"	大 和	2,810	"	足 利	146	"	昭 和	3,399
"	練 馬 西	2,600	"	相 模 原	1,915	"	佐 野	1,122	"	熱 田	1,354
"	豊 島	1,477	"	小 田 原	211	"	伊 勢 崎	162	"	尾張瀬戸	193
"	荒 川	4,882	"	千 葉 東	2,633	"	高 崎	129	"	津 島	5,526
"	足 立	1,188	"	千 葉 西	6,301	"	藤 岡	1,291	"	豊 田	149
"	西 新 井	1,406	"	千 葉 南	2,596	"	吾 妻	114	"	東 三 河	1,458
"	本 所	1,823	"	成 田	1,303	"	上 田	1,195	"	新 城	645
"	向 島	1,235	"	松 戸	4,760	"	諏 訪	246	"	静 岡	8,933
"	葛 飾	2,761	"	市 川	691	"	伊 那	101	"	清 水	687

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東海	伊豆下田	583	北陸	小松	611	広島	児島	602	福岡	甘木朝倉	1,143
"	沼津	3,223	"	輪島	104	"	津山	414	"	大牟田	1,223
"	三島	500	"	福井	427	"	益田	603	"	小倉	2,162
"	熱海伊東	2,045	"	富山	2,230	四国	高松	1,689	"	佐賀	112
"	富士	421	広島	広島東	3,710	"	丸亀	894	"	武雄	957
"	藤枝	1,993	"	広島西	511	"	小豆島	496	南九州	熊本	936
"	島田	1,509	"	広島南	625	"	新居浜	1,332	"	宇土	203
"	磐田	1,136	"	呉	141	"	阿波麻植	1,796	"	玉名	668
"	掛川	1,755	"	海田	3,090	"	池田	627	"	山鹿	1,285
"	浜松西	6,708	"	吉田	572	"	高知	978	"	菊池	799
"	浜松東	1,204	"	東広島	127	"	幡多	1,178	"	天草	112
"	津	3,570	"	三原	416	"	南国	223	"	種子屋久	1,207
"	桑名	3,382	"	福山	125	福岡	田川	563	沖縄	那覇	4,844
"	鈴鹿	3,459	"	府中	699	"	飯塚	977			
"	四日市	2,066	"	三次	701						
"	松阪	32,620	"	庄原	458						
"	伊勢	2,556	"	岩国	156						
"	伊賀	216	"	光	140						
"	岐阜北	4,128	"	厚狭	357						
"	岐阜南	174	"	長門	443						
"	大垣	5,263	"	萩	430						
"	関	116	"	岡山東	140						
"	飛騨	713	"	西大寺	385						
北陸	金沢	113	"	玉野	148						

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募数に応じて、次の基準により支給される。

応募数	100～500点未満	1万円
	500～2,000点未満	2万円
	2,000～3,000点未満	3万円
	3,000～5,000点未満	4万円
	5,000点以上	5万円

# 「税の標語」募集

平成30年の「税の標語」を募集します。

## ◆ 内容

税（消費税に限定しません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

## ◆ 募集要領

- 対象者 会員、非会員を問いません。
- 応募方法
  - 1 各間税会が取り纏める方法
  - 2 非会員で「全間連インターネットホームページ」等による方法  
住所、氏名、電話番号を書いて応募してください。  
「郵便」又は「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。
- 応募期限 平成30年9月10日（月）
- 応募先 全国間税会総連合会事務局  
〒105-0003 東京都港区西新橋3-23-6  
白川ビル FAX 03-3437-0301
- ホームページアドレス <http://www.kanzeikai.jp>

## ◆ 優秀作品

優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

## ◆ 「税の標語」の活用

応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動として利用する場合があります。その場合には、氏名・住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、ご理解の上、応募ください。

## ◆ 「税の標語」の募集については、国税庁及び一般財団法人大蔵財務協会の後援をいただいている事業です。

## ◆ 応募用紙記載例（郵便はがき）

### 「税の標語」

- ① 使い方 知ろう 学ぼう わたしの税
  - ② 支え合い 暮らしを豊かに 消費税
- 住所  
氏名  
電話番号  
所属間税会 局間連  
単位間税会

1. 香川県間税会連合会の「税を考える週間」を中心とした活動状況をご紹介します。

香川県間税会連合会 単会の「取組事項」の実施状況（一部）

実施事項	主催者	月 日	場 所	対象又は参加者	内 容
「税の標語」募集・表彰	高松間税会	11月11日 ～11月17日	高松市内 30中学校	高松税務署長 高松市 統括官 校長・教頭先生 高松間税会会長 高松間税会副会長 事務局長	全間連入選 1名 高松市長賞 1名 高松税務署長賞 1名 高松間税会会長賞 1名 高松間税会副会長賞 1名 優秀賞 8名 入選 7名 参加賞 高松間税会ネーム入りボールペンとクリアファイル 11月11日付の四国新聞に掲載
街頭広報	高松間税会	11月18日	西村ジョイ成合店	・対象 来店した不特定多数の方 ・参加者 高松間税会役職員 8名 高松税務署副署長、1統括官	消費税クリアファイル 税金クイズ 間税会のおしり ボールペン 300部を配布
街頭広報	高松法人会	11月26日	高松丸亀町 グリーン	・対象 来店した不特定多数の方 ・参加者 高松間税会事務局 2名 高松間税会役職員 1名 高松税務署副署長、1統括官	消費税クリアファイル 税金クイズ 間税会のおしり ボールペン 450部を配布
税に関する標語の展示	高松法人会	11月26日	高松丸亀町 グリーン	・対象・・・「税の標語」入選者20名	作品を色紙にして展示
租税教室	高松間税会	H30年1月 17日・24日	植田小学校 鶴尾小学校	6年生全員 18名 6年生全員 20名	消費税を中心とした税金を納めることの大切さや正しい使い道についての解説。
まるがめ税務関係団体懇話会	丸亀間税会	11月17日	丸亀税務署	各会長	管内の税務団体会長による意見交換会
「税の作文」募集・表彰	丸亀間税会	11月28日 ～12月5日	入選者各中学校	丸亀市・善通寺市内中学校応募者	
税の標語・募集・表彰	丸亀間税会	11月27日 ～12月4日	入選者各中学校	丸亀市・善通寺市内中学校応募者	全間連入選 丸亀間税会会長賞 丸亀税務署長賞
「税の作文」募集・表彰	観音寺間税会	11月16日	高瀬中学校	観音寺間税会 小林会長	中学生の「税についての作文」募集 観音寺間税会会長賞として表彰状等の贈呈
税務研修会	坂出間税会	7月28日	セント・ベイヒルズ	坂出間税会会員	坂出税務署の嶋村署長・池見統括官による税金に関する税務研修会
街頭広報	坂出間税会 (法人会と共催)	11月12日	坂出駅前広場	産業展示交流フェア来場者へ配布	「税のPRグッズ」1,000セットを配布
税務研修会	坂出間税会	11月17日	ホテルアネシス 瀬戸大橋	坂出間税会会員	坂出税務署の嶋村署長・池見統括官による「消費税について」の説明会
経済講演会	坂出間税会	H30年3月	ホテルアネシス 瀬戸大橋	坂出間税会会員ほか一般にも案内	県内外の優良企業の社長等を招き会員企業の経営の参考に するため「人口減少時代の町づくり」と題して経済講演会 を開催。
街頭広報	長尾間税会	11月28日	マルナカ白鳥店 出入口付近	長尾間税会役員	クリアファイル、ボールペン及びチラシ「国の財政と消費税のこと」、「e-TAX」、「個人住民税の特別徴収」を配布
クリアファイル 寄贈 (小学生租税教育)	長尾間税会	11月28日	東かがわ市 教育委員会	長尾間税会役員	「世界の消費税」クリアファイル1,180枚寄贈
「税に関する標語」 優秀作品表彰式	小豆島間税会 主催	11月15日	土庄税務署	土庄税務署長 統括官・総務課長 小豆島町税務課長 土庄町税務課長 各中学校校長・教頭先生 各中学校学年主任 小豆島間税会会長 小豆島税務関係団体連絡協議会各会長 間税会事務局	全間連入選 1名 土庄税務署長賞 1名 小豆島間税会会長賞 1名 以上3名に、各賞状と記念品贈呈 参加賞 小豆島間税会より作品応募者全員にボールペン1本贈呈
税金クイズ	小豆島間税会 共催	10月29日	小豆島ふるさと村 イベント広場	一般住民・約1,000名	小学生向けクイズ・中学生以上大人向けクイズ 上位10名に、商品券・記念品贈呈
税金クイズ	小豆島間税会 共催	11月5日	土庄町フレトピア 前駐車場	一般住民・約1,000名	小学生向けクイズ・中学生以上大人向けクイズ 上位10名に、商品券・記念品贈呈
講演会	小豆島間税会 共催	11月11日	リゾートホテル オリビアン小豆島	一般住民・会員約100名	経済評論家 荻原博子氏 「やってはいけないおカネの習慣」
税の作品展	小豆島間税会 共催	11月10日 ～11月19日	小豆島町立図書館	一般住民・図書館利用者	税に関する作品展示「標語（中学生）・絵はがき（小学生）・ 作文（中学生・高校生）」の各優秀作品展示
税の作品展	小豆島間税会 共催	11月22日 ～11月29日	土庄町立 中央図書館	一般住民・図書館利用者	
税法等説明会	小豆島間税会 主催	11月17日	小豆島ふるさと村 セミナーハウス	島内全法人企業宛に税務関係団体 と連携して、業書で開催案内を行 ない、小豆島間税会でも会員企業 全社に個別案内を送付する。 出席者：49名	講師：土庄税務署長 同 統括国税調査官 「計数から見る小豆島の状況について」、「消費税の軽減税 率制度について」、「法人会の自主点検チェックシートにつ いて」の説明

2. なぜ、さぬきうどんはこれほど人気を得たのか  
香川県ではうどんは日常食であり、まさに“郷土の食”。

近年、全国にもその人気が広まり、日本の外食市場において「さぬきうどん」という一つの業態が確立されたと思います。特に東京においては、五反田・新橋の「おにやんま」、浜松町の「甚三（じんざ）」、本郷三丁目の「こくわがた」、神田の「香川 一福」、神保町の「丸香」、野方の「つくつくぼうし」等、

本格的なさぬきうどん店が増え定着したと言っても過言ではないでしょう。

そのさぬきうどんの人気はいつ始まったのでしょうか？

昭和63（1988）年瀬戸大橋が開通、平成に入ると若い世代（20～30歳代）の人達にさぬきうどんの存在が注目され始め、平成5年頃から小さなうどん店にも県外ナンバーの車やバイクがちらほら見られるようになりました。

そして、平成15（2003）年、カジュアルさを打ち出した低価格うどんチェーン企業の東京・渋谷公園通り店が、1杯100円のさぬきうどんを販売し始め、これが大ブレイクのきっかけとなりました。東京のメディアが全国に向けてさぬきうどんの美味しさ、食べ方のユニークさ、店舗情報の発信等を一斉に開始。さぬきうどんの話題が一気に全国に飛び火しました。その後のさぬきうどん人気は凄まじく、県外から老若男女ものすごい数の人達が香川県のうどん店に押し寄せ、連休時には人気うどん店に3,000人もの行列ができたという新聞を賑わせるようになる等熱狂的な人気ぶりを発揮しました。

さぬきうどんがこれほど人気を得たのは、県外の人々が味わったことのないさぬきうどんの麺の“なめらかさ”と、“もちもち性と弾力性の両方を併せ持つ美味しさ”だったと思います。1990年代の「もちもち食感」の食パンが日本で大ヒットする等、日本人の食感嗜好がそれまでの「噛み応え」から、より高度な「もちもち性」に移行していたこともさぬきうどんが全国で受け入れられた大きな要因だと考えられます。

また、自分でうどんを温めたり、トッピングを自由に選ぶという「セルフ」形式や、かけうどんが一杯100円程度という驚きの安さ、山中や田畑のすぐ近くに点在するレトロなうどん屋のイメージなど、「時代」のギャップ感が「意外性」という価値となり、大きな魅力として受け入れられたことであるでしょう。

又、車のナビゲーションの普及や、瀬戸大橋架橋に伴う香川県内の道路整備の充実、インターネットのML（メーリングリスト）の普及による情報の共有と拡散の影響も見逃せません。まさに時代が追い風になったと言えるでしょう。

さぬきうどんの原料小麦粉を作る製粉の立場から、さぬきうどんの美味しさを更に分析すると「明るく冴えた色調」「なめらかさ」「もちもち」と「弾力」が癒合したバランスの良い食感（粘弾性）「風味」の4つの特性からなると私は考えています。それは、小麦のたん白質・でん粉質の特性と、グルテン質の弾力性を最大限に引き出すうどん打ちの技術との相乗から生み出されるさぬきうどんならではの食感・食味です。

記録が残っているだけでも、1,200年以上の歴史を持つ香川県地域の小麦と、昭和40年代よりさぬき

うどんの主な小麦原料になっているオーストラリア産小麦、そしてその上で育まれてきた讃岐の粉食文化の長い時間の積み重ねによって作られた“郷土の味”、それがさぬきうどんです。

-----

さぬきうどんは戦後約70年、産業としても食文化としても紆余曲折を経ながら、時代の波に上手く乗り現まで順調に伸びてきました。それには関係各者の大きな努力があったことはもちろん、何より香川県の人々がいかに深く長く生活の中でさぬきうどんを愛しみ、共に生きてきたかということに尽きると思います。

律令時代から近代まで連綿と続いた、干ばつが多く一人当たりの耕地面積が狭い讃岐国の農民の貧窮極まる長い歴史の重みが「生きるために麦を食べる」というさぬきうどんの根幹を成し、讃岐の食文化を形作っていったのだと思います。

そして、現代。「あの店のあのうどんが食べたい」という客の“心の動機”が存在して、うどん店の「私が打つうどんを、安く美味しく食べてほしい」という、率直で熱い“心の動機”の存在。この相互の強い結びつきは、現代の日本の外食産業ではなかなか見られないものです。

この世のものは、全て変化し移ろうと言います。人の世代も、生活も、企業も、社会も。そして、うどんの食感の人々の好みさえ、時代と共に変化していきます。

しかし、変化しているのは「表層のみ」と見ることができるとはかもしれません。うどんの食感の好みは変化しても、うどんの存在そのものを求め続ける“讃岐の心”は変わらない。

それはまるで、齢と共に人の姿かたちが変わっても心の中には永く変わらないものが在るように。

そして、誰もが生きている限りは大切に持っている、情景の記憶のいくつかのように。

人の“心の理”にかなっているものは、変わりません。

さぬきうどんの本当の素晴らしさは、打ち手の技と小麦が持つ味わいの奥深さの融合を感じた時に湧き起こる、美味しさの感動にあるのです。



現代の文化を支える製紙技術  
創業100余年の歴史と伝統

●兼六ボール ●クラフトボール ●チップボール ●黄板紙  
●色ボール ●紙管原紙 ●各種紙器用板紙 ●各種貼合加工品

**加賀製紙株式会社**

代表取締役社長 **中島 秀雄**

〒921-8054 金沢市西金沢1丁目111番地  
TEL (代) 076(241)1151・(営業直通) 076(241)1155・FAX 076(241)0239

**南九州間税会連合会**

会長 青木祐心

熊本県間税会連合会 会長 青木祐心  
大分県間税会連合会 会長 池部正紀  
鹿児島県間税会連合会 会長 窪田伸一  
宮崎県間税会連合会 会長 木村繁弘

事務局 〒860-0845  
熊本市中央区上通町7-14-904  
(有)レモンフーズ内  
TEL 096-328-3545 FAX 096-273-7476  
E-mail:lemon@tkcnet.ne.jp

# 常任理事会開催される

去る1月22日(月)開催の納税功労表彰受彰祝賀会に先立って、常任理事会が開催されました。

主な議事内容は、次のとおりです。

## 1 共通関係

- (1) 今年の課題について、説明がありました。
- (2) 平成30年度全間連会議・行事計画が提案どおり了承されました。
- (3) 第45回通常総会・創立45周年記念式典の開催については東京局間連が担当で行うことが了承されました。
- (4) 納税功労表彰受彰祝賀会の開催について説明があり、了承されました。
- (5) 平成29年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について説明があり、了承されました。
- (6) 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の一層の普及及び添付書類も含めた電子化に向けたお願いについて説明があり、了承されました。
- (7) 活性化等推進費の支給対象について説明があり、了承されました。

## 2 広報関係

- (1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等の作成について説明があり、了承されました。  
なお、全間連への作成申込みは6月末を期限とし、全間連から各局間連等への送付は9月上旬を目途とされました。
- (2) 本年も全間連の主要行事の一つとして「税の標語」の募集と活用に積極的に取り組むこととされました。  
なお、応募期限は9月10日(月)とされました。

## 3 税制関係

- (1) 平成30年度税制改正大綱について説明がありました。
- (2) 税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について、平成30年度の税制改正等に向けての提言活動・日程について説明があり、了承されました。
- (3) 消費税等に関するアンケート調査について、平成30年の消費税等アンケート調査について説明があり、了承されました。

# 第45回通常総会・創立45周年記念式典(東京大会)のご案内

東京国税局間税会連合会 会長 片岡 直公

全間連第45回通常総会・創立45周年記念式典は、東京国税局間税会連合会の担当で、下記日程で開催いたします。

当連合会では、皆様方楽しんでいただける大会となるよう鋭意準備を進めていますので、会員の皆様の多数のご参加を心よりお待ちしております。

記

- 1 開催日 平成30年9月11日(火)
- 2 会場 東京プリンスホテル  
(港区芝公園3-3-1)

## 全間連の主な動き(30.1.22~4.3)

- 1月22日(月) 税制委員会、正副会長会議、常任理事会、納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交換会  
東京 事務局
- 2月9日(金) 第14回モデル会会長会同  
事務局
- 4月3日(火) 企画会議  
事務局

## 納税功労表彰受彰祝賀会・新年賀詞交歓会開催される



うへの財務副大臣

平成30年1月22日(月)東京都港区・東京プリンスホテルにおいて、納税功労表彰受彰祝賀会が開催されました。

祝賀会では、叙勲受章者3名、財務大臣表彰受彰者6名、国税庁長官表彰受彰者12名、国税局長表彰受彰者41名の方々に、大谷会長から感謝状が贈られました。

続いて開催された新年賀詞交歓会では、ご来賓として出席いただいた財務省 うへの賢一郎財務副大臣からご挨拶をいただいた後、木村幸俊(一財)大蔵財務協会理事長の乾杯のご発声で祝宴に入り、多くのご来賓の方々を交え、和やかな中にも盛り上がった交流が行われました。

## 四国間税会連合会

会長 故・石川 豊

香川県間税会連合会 会長 故・石川 豊  
愛媛県間税会連合会 会長 佐伯 要  
徳島県間税会連合会 会長 佃 充生  
高知県間税会連合会 会長 北村 裕

石川豊様のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

## 広島国税局間税会連合会

会長 角廣 勲

広島県間税会連合会 会長 久保 弘睦  
山口県間税会連合会 会長 村谷 太洋  
岡山県間税会連合会 会長 浅野 益弘  
鳥取県間税会連合会 会長 杉原弘一郎  
島根県間税会連合会 会長 大谷 厚郎

# 平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率(8%)の対象品目

**飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。  
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

**新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



## 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
11	30		△△商事様 11月分 日用品	10%	88,000
11	30		△△商事様 11月分 食料品	8%	43,200
			②		④
			①		③

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事様
⑤ 株式会社〇〇御中			平成XX年11月30日
11月分 131,200円(税込み)			
日付	品名	金額	
11/1	魚	5,400円	③
11/1	牛肉	10,800円	
11/2	キッチンペーパー	2,200円	
	④ 合計	131,200円	
	10%対象	88,000	
	8%対象	43,200	
※は軽減税率対象品目			

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
  1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
【専用ダイヤル】 0570-030-456  
【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
  2. 電話相談センター  
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。  
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから  
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの  
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度